【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年６月28日
【会社名】	塩水港精糖株式会社
【英訳名】	Ensuiko Sugar Refining Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　浅 倉 三 男
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋堀留町二丁目９番６号
【電話番号】	東京(03)3249局2381(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理グループ長　安 戸 久仁彦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町二丁目９番６号
【電話番号】	東京(03)3249局2381(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理グループ長　安 戸 久仁彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成24年６月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年６月28日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

イ　株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

１株につき金５円　　総額135,549,445円

ロ　効力発生日

平成24年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

(１)当社の事業規模の拡大と事業内容の多様化に備えるため、現行定款第２条に定める事業目的に追加、所要の変更を行う。

(２)公告方法について、インターネットの普及を考慮し、利便性向上及び公告手続の合理化のため、現行定款第４条に定める公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることが出来ない場合の措置を定める。

第３号議案　取締役７名選任の件

取締役として、久野修慈、浅倉三男、藤縄賢一、安戸久仁彦、神﨑俊、三國克彦及び三枝則生の７氏を選任する。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

補欠監査役として、鈴木幸信氏を選任する。

第５号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、重任した取締役 久野修慈、浅倉三男、藤縄賢一、安戸久仁彦、神﨑俊の５氏及び任期途中の取締役 白石健二、黒田一晴、藤田孝輝、山下裕司、毛利保弘の５氏並びに任期途中の監査役 田村順一、多田啓一、神宮壽雄の３氏に対し、これまでの在任中の労に報いるため、当社内規に従い相当額の範囲内で、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を贈呈することとし、その贈呈の時期は取締役又は監査役を退任する時とし、その具体的金額、方法等は、取締役在任期間分は取締役会に、監査役在任期間分は監査役の協議にそれぞれ一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第１号議案 剰余金処分の件	17,057	29	0	(注)１	可決　99.8
第２号議案 定款一部変更の件	17,064	22	0	(注)２	可決　99.8

第３号議案 取締役７名選任の件						
久野修慈	17,011	75	0			99.5
浅倉三男	17,030	56	0			99.6
藤縄賢一	17,039	47	0	(注) 3	可決	99.7
安戸久仁彦	17,041	45	0			99.7
神﨑俊	17,044	42	0			99.7
三國克彦	17,032	54	0			99.6
三枝則生	17,029	57	0			99.6
第４号議案 補欠監査役１名選任の件 鈴木幸信	17,038	48	0	(注) 3	可決	99.7
第５号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件	16,977	109	0	(注) 1	可決	99.3

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
４．賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。
（事前行使における賛成数＋当日出席株主から各議案の賛否に関して確認できた賛成数）÷当該株主総会に出席した株主（事前行使分と当日出席の全ての株主）の議決権の数

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。